



2019年5月15日

各 位

会 社 名	株式会社 タナベ経営
代表者の役職氏名	代表取締役社長 若松 孝彦 (コード番号9644・東証一部)
連絡者の役職氏名	執行役員コーポレート本部長 川本 喜浩
電 話 番 号	06-7177-4000

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年3月13日開催の取締役会において、本年6月26日に開催予定の第57回定時株主総会にてのご承認を条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議し、同日に開示しております。

そして、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて、別途開示しております。

記

1. 定款変更の理由

(1) 商号の変更

今後、当社が海外展開を推進していくうえで、海外において当社事業を正確に理解していただくために、英文表示を「TANABE MANAGEMENT CONSULTING CO., LTD.」から「TANABE CONSULTING CO., LTD.」に変更すべく、現行定款第1条を変更するものであります。

(2) 目的の変更

当社は、現在中期事業戦略として「C&C（コンサルティング&コングロマリット）戦略」（コンサルティング領域の多角化）及びプラットフォーム戦略を推進しております。企業の多様化・専門化する様々なニーズに対応できる高度なコンサルティングメニューを揃え、顧客企業の経営課題を全国レベルで解決できる体制を構築するため、現行定款の第2条を変更するものであります。

(3) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化と企業価値の向上を図ることを目的に監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、附則の新設等、所要の変更を行うものであります。また、経営の効率性を高めて迅速な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。

2. 日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2019年6月26日（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2019年6月26日（予定） |

3. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条 (商号) 当社は株式会社タナベ経営と称し、英文では <u>TANABE MANAGEMENT CONSULTING CO., LTD.</u> と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は株式会社タナベ経営と称し、英文では <u>TANABE CONSULTING CO., LTD.</u> と表示する。</p>
<p>第2条 (目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>企業の再建、開発、診断、改善、指導、教育、講演、相談</u> (2) <u>経営管理に関する講座、出版、その他用具の販売</u> (3) <u>地域ならびに店舗開発に関する調査、計画、指導</u> (4) <u>知識、教育および健康増強に関する事業ならびに施設器具等の貸与</u> (5) <u>情報の収集、蓄積、加工、販売</u> (6) <u>施設の設計ならびに貸室</u> (7) <u>研修センターおよび簡易宿所営業</u> (8) <u>社史、社内報および企業の広告宣伝等の企画制作</u> (9) <u>企業の合併、提携、営業権の譲渡および工場設立等の調査、企画斡旋</u> (10) <u>各種商品の輸出入ならびに、その媒介取次または代理</u> (11) <u>旅行業法に基づく旅行業</u> (12) <u>損害保険代理業</u> (13) <u>販売促進に関する事業の企画、開発、製作、販売および輸出入ならびに企画商品の製作および販売</u> 	<p>第2条 (目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>経営コンサルティング業務</u> (2) <u>人材育成および人材開発に関するコンサルティング業務、教育業務およびカウンセリング業務</u> (3) <u>企業の提携、合併、事業譲渡および事業譲受に関するコンサルティング業務ならびにそれらの斡旋および仲介</u> (4) <u>国および地方自治体等の政策等に関するコンサルティング業務</u> (5) <u>企業および商品・サービスのプロモーションおよびブランディングに関するコンサルティング業務</u> (6) <u>経営全般、人材育成および人材開発に関する研究会およびセミナーの企画、開催および運営</u> (7) <u>市場調査、市場分析、マーケティング情報収集および分析</u> (8) <u>経営全般、人材育成および人材開発に関する情報の収集、蓄積、加工および販売</u> (9) <u>デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信および販売</u> (10) <u>ソフトウェアの開発および販売</u> (11) <u>経営コンサルティング業務に関する事業の企画、開発、製作、販売および輸出入ならびに企画商品の製作および販売</u> (12) <u>広告代理店業および企業のマーケティングに関する企画、制作、指導ならびにイベントに関する企画、立案、運営</u> (13) <u>販売促進に関する事業の企画、開発、製作、販売および輸出入ならびに企画商品の製作および販売</u>

現行定款	変更案
<p>(14) <u>広告代理店業および企業のマーケティングに関する企画、制作、指導ならびにイベントに関する企画、立案、運営</u></p> <p>(15) <u>前各号に関連する出版物の販売斡旋</u></p> <p>(16) <u>前各号に関連する機械、器具、用品の製造販売斡旋</u></p> <p>(17) <u>前各号に関連する経営管理に必要なあらゆる商行為の提供</u></p> <p>(18) <u>前各号に付帯する一切の業務</u> (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>(14) <u>各種商品・サービスの輸出入ならびにその媒介、取次または代理</u></p> <p>(15) <u>経営全般、人材育成および人材開発に関する出版物の企画、執筆、制作および販売</u></p> <p>(16) <u>社史、社内報および企業の広告宣伝等の企画制作</u></p> <p>(17) <u>有価証券等の保有、管理、運用および取得等の投資事業</u></p> <p>(18) <u>人材派遣業</u></p> <p>(19) <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>(20) <u>損害保険代理業</u></p> <p>(21) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の定員) <u>当会社に取締役 20 名以内を置く。</u> (新 設)</p> <p>第20条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (新 設)</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の定員) <u>当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、20名以内とする。</u> 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 23 条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 25 条 (取締役会の招集) 取締役会の招集は各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前までに通知を出す。ただし緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 26 条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> <p>第 23 条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 25 条 (取締役会の招集) 取締役会の招集は各取締役に対して、会日の 3 日前までに通知を出す。ただし、緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。</p> <p><u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 26 条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 27 条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第 27 条 (取締役会規程)</u> 取締役会の運営に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会にて定める取締役会規程による。</p> <p><u>第 28 条 (取締役の報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 29 条 (取締役の責任免除)</u> 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p><u>第 28 条 (取締役会規程)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 29 条 (取締役の報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p><u>第 30 条 (取締役の責任免除)</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第 30 条 (監査役および監査役会の設置)</u> 当会社は<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>第 31 条 (監査役の定員)</u> 当会社に<u>監査役 4 名以内を置く。</u></p> <p><u>第 32 条 (監査役の選任)</u> 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 33 条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会の招集は各監査役に対して、会日の 3 日前までに通知を出す。ただし緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会の運営に関しては、法令または本定款に別段に定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 37 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 38 条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>第 31 条 (監査等委員会の設置)</u> 当社は監査等委員会を置く。</p> <p><u>第 32 条 (常勤の監査等委員)</u> 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>第 33 条 (監査等委員会の招集権者)</u> 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</p> <p><u>第 34 条 (監査等委員会の招集)</u> 監査等委員会の招集は各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに通知を出す。ただし、緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>第 35 条 (監査等委員会規程)</u> 監査等委員会の運営に関しては、法令または本定款に別段に定めがある場合を除き、監査等委員会にて定める監査等委員会規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 39 条 (会計監査人の設置)</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p><u>第 40 条 (会計監査人の選任)</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>第 41 条 (会計監査人の任期)</u> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p><u>第 42 条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 36 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 37 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 38 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 39 条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第 43 条</u> (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p><u>第 44 条</u> (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>第 45 条</u> (中間配当金) 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p><u>第 46 条</u> (期末配当金の除斥期間) 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。 2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第 40 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 41 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 42 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 43 条</u> (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 57 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>第 2 条 (監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第 57 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者も含む。）の行為に関する会社法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>